



人 事 委 員 会 年 報

平成 2 3 年度

福岡県人事委員会

目 次

1 人事委員会	
(1) 人事委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
①開催回数	1
②議事内容	2
(3) 例規の制定改廃状況	8
①規則	8
②告示	9
③通知	10
(4) 条例案に対する意見の提出	11
2 人事委員会事務局	
(1) 組織	12
(2) 事務分掌	12
3 任用関係業務	
(1) 採用試験	13
①実施日程	13
②受験資格	14
③試験方法	15
④実施結果	16
⑤採用候補者名簿からの選択結果	18
(2) 採用選考	19
(3) 昇任選考	21
(4) 臨時的任用の承認	21
(5) 任期付職員の採用の承認	22
(6) 定年制度	22
4 給与関係業務	
(1) 給与に関する報告及び勧告	23
①県職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査	23
②職員の給与等に関する報告及び勧告	23
③人事統計報告	25
(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況	25
5 労働基準監督関係業務	
(1) 事業場の区分	26
①人事委員会が職権を行使する事業場一覧	26
②福岡労働局が職権を行使する事業場一覧	28
(2) 労働基準監督機関の職権行使	29
(3) 事業場調査	29
6 服務、勤務時間関係業務	
(1) 職務専念義務の免除	30
(2) 勤務時間関係	30
(3) 勤務時間、休暇等に関する制度の改正	30
7 公平審査関係業務	
(1) 勤務条件に関する措置の要求関係	31
①措置要求の処理状況	31
②平成22年度審査の結果	31
(2) 不利益処分審査請求関係	31
①不服申立ての処理状況	31
②平成22年度審査の結果	32
(3) 苦情相談関係	32
①任命権者別	32
②相談内容	32
(4) 公平委員会事務受託関係	32
8 職員団体関係業務	
(1) 管理職員等の範囲の指定	33
(2) 職員団体の登録等	36

1 人事委員会

(1) 人事委員

職	氏 名	就任年月日	任期満了期日	前 職 等
委員長	簗田 孝行	平成20. 10. 17 〔委員長就任〕 平成23. 8. 3	平成24. 10. 16	(現) 弁護士
委 員	井手 和英	平成21. 12. 24	平成25. 12. 23	(現) 株式会社筑邦銀行 代表取締役会長
委 員	福田 雅汎	平成23. 8. 1	平成27. 7. 31	(元) 福岡県東京事務所長

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

(2) 人事委員会の開催状況

①開催回数

	開 催 回 数			議 事 事 項 数				
	定例会	臨時会	計	議案	報告事項	協議事項	その他の事項	計
平成 23 年 4 月	2		2	10				10
5 月	3		3	3	1			4
6 月	2		2				3	3
7 月	2		2	7			1	8
8 月	3		3	5			2	7
9 月	3		3	3		2	5	10
10 月	3	3	6	5	1	3	2	11
11 月	2		2	7			2	9
12 月	3		3	7			3	10
平成 24 年 1 月	3		3	4			2	6
2 月	3		3	9		1	1	11
3 月	3		3	15		1		16
計	32	3	35	75	2	7	21	105

②議事内容

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 1 回定例会 (23. 4. 13)	【議案】 1 採用選考について 2 昇任選考について
第 2 回定例会 (23. 4. 26)	【議案】 3 事務局職員の発令について 4 事務局職員の発令について 5 平成 2 3 年度福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・経験者）試験の施行決定について 6 平成 2 3 年度福岡県職員採用選考試験（前期）の実施決定について 7 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則ほか 1 訓令の制定について 8 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 9 公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 10 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について
第 3 回定例会 (23. 5. 10)	【議案】 11 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則の制定について 12 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第 2 条第 2 項ただし書の規定に基づく管理職手当の支給を受ける職員の職の指定について
第 4 回定例会 (23. 5. 18)	【報告事項】 ※ 本年の職種別民間給与実態調査及び人事院勧告について
第 5 回定例会 (23. 5. 26)	【議案】 13 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第 6 回定例会 (23. 6. 16)	【その他の事項】 ※ 平成 2 3 年職種別民間給与実態調査について ※ 公務労協公務員連絡会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について
第 7 回定例会 (23. 6. 27)	【その他の事項】 ※ 地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 8 回定例会 (23. 7. 13)	【議案】 14 採用選考について 15 第 1 5 4 回福岡県職員採用 (I 類・II 類農業) 試験の第 1 次試験合格者の決定について 16 平成 2 3 年度福岡県職員採用選考試験 (前期) の第 1 次試験合格者の決定について
第 9 回定例会 (23. 7. 26)	【議案】 17 採用選考について 18 昇任選考について 19 福岡県職員の職の任用格付表の一部改正について 20 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則ほか 2 規則の制定について 【その他の事項】 ※ 県費負担教職員の懲戒処分について
第 10 回定例会 (23. 8. 3)	【議案】 21 採用選考について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 11 回定例会 (23. 8. 17)	【議案】 22 採用選考について 【その他の事項】 ※ 平成 2 3 年職種別民間給与実態調査の実施結果について (速報)
第 12 回定例会 (23. 8. 25)	【議案】 23 昇任選考について 24 第 1 5 4 回福岡県職員採用 (I 類・II 類農業) 試験の最終合格者の決定及び任用候補者名簿の確定について 25 平成 2 3 年度福岡県職員採用選考試験 (前期) の最終合格者の決定について
第 13 回定例会 (23. 9. 7)	【議案】 26 選考職の承認について 【その他の事項】 ※ 2 0 1 1 年度人事委員会の早期勧告を求める要求書について ※ 平成 2 3 年人事委員会勧告に向けての事前協議スケジュール (案) について ※ 県費負担教職員の懲戒処分について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 14 回定例会 (23. 9. 15)	【協議事項】 ※ 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について (第 1 回協議)
第 15 回定例会 (23. 9. 27)	【議案】 27 選考職の承認及び身体障害者を対象とする採用選考試験の実施について 28 平成 23 年度福岡県職員採用選考試験 (後期) の実施決定について 【協議事項】 ※ 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について (第 2 回協議) 【その他の事項】 ※ 平成 23 年職種別民間給与実態調査の実施結果について ※ 県費負担教職員の懲戒処分について
第 16 回定例会 (23. 10. 5)	【議案】 29 第 156 回福岡県職員採用 (Ⅱ類・Ⅲ類) 試験の第 1 次試験合格者の決定について 30 昇任選考について 【協議事項】 ※ 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について (第 3 回協議) 【報告事項】 ※ 平成 23 年人事院勧告について
第 1 回臨時会 (23. 10. 7)	【議案】 31 昇任選考について
第 17 回定例会 (23. 10. 12)	【議案】 32 第 155 回福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験の第 1 次試験合格者の決定について 【協議事項】 ※ 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について (第 4 回協議) 【その他の事項】 ※ 県費負担教職員の懲戒処分について
第 2 回臨時会 (23. 10. 24)	【協議事項】 ※ 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について (第 5 回協議)
第 18 回定例会 (23. 10. 27)	【その他の事項】 ※ 平成 23 年人事委員会勧告について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 3 回臨時会 (23.10.28)	【議案】 33 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 19 回定例会 (23.11.15)	【議案】 34 平成 23 年度福岡県職員採用選考試験（後期）の第 1 次試験合格者の決定について 35 解雇予告除外認定について 【その他の事項】 ※ 各都道府県の平成 23 年人事委員会勧告の状況等について
第 20 回定例会 (23.11.28)	【議案】 36 第 155 回福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験の最終合格者の決定及び任用候補者名簿の確定について 37 第 156 回福岡県職員採用（Ⅱ類・Ⅲ類）試験の最終合格者の決定及び任用候補者名簿の確定について 38 条例案に対する意見について 39 勤務条件に関する措置要求の受理について 40 解雇予告除外認定について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 21 回定例会 (23.12. 5)	【議案】 41 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則ほか 1 規則 1 訓令の制定について
第 22 回定例会 (23.12.13)	【議案】 42 採用選考について 43 平成 23 年度福岡県職員採用選考試験（後期）の最終合格者の決定について 44 平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について ※ 審査経過報告について（平成 23 年（措）第 1 号事案）
第 23 回定例会 (23.12.22)	【議案】 45 採用選考について 46 採用選考（文化財専門技師）について 47 平成 23 年度福岡県職員採用選考試験（追加募集）の実施決定について 【その他の事項】 ※ 審査経過報告について（平成 23 年（措）第 1 号事案）

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 24 回定例会 (24. 1. 6)	【その他の事項】 ※ 審査経過報告について（平成 23 年（措）第 1 号事案）
第 25 回定例会 (24. 1. 12)	【議案】 48 平成 23 年度身体障害者を対象とする福岡県職員採用選考試験の第 1 次試験合格者の決定について
第 26 回定例会 (24. 1. 26)	【議案】 49 平成 24 年度福岡県警察官採用試験の施行決定について 50 警察官採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 51 勤務条件に関する措置要求の受理について 【その他の事項】 ※ 審査経過報告について（平成 23 年（措）第 1 号事案）
第 27 回定例会 (24. 2. 6)	【議案】 52 採用選考について 53 昇任選考について 【その他の事項】 ※ 平成 23 年（措）第 1 号事案及び平成 24 年（措）第 1 号事案の取下げについて
第 28 回定例会 (24. 2. 16)	【議案】 54 平成 23 年度福岡県職員採用選考試験（追加募集）の第 1 次試験合格者の決定について 55 平成 23 年度身体障害者を対象とする福岡県職員採用選考試験の最終合格者の決定について
第 29 回定例会 (24. 2. 27)	【議案】 56 平成 23 年度福岡県職員採用選考試験（追加募集）の第 1 次試験合格者の決定について 57 議会に提出された条例案に対する意見について 58 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則及び福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について 59 福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則の制定について 60 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【協議事項】 ※ 審査請求の裁決について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 30 回定例会 (24. 3. 6)	【議案】 61 審査請求の裁決について 62 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく週休日の振替等の期間の延長に係る特例承認について 【協議事項】 ※ I 類行政において実施しているアピール論文試験について
第 31 回定例会 (24. 3. 21)	【議案】 63 採用選考について 64 昇任選考について 65 平成 23 年度福岡県職員採用選考試験（追加募集）の最終合格者の決定について 66 福岡県職員の職の任用格付表の一部改正について 67 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則ほか 3 規則の制定について 68 福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第 32 回定例会 (24. 3. 29)	【議案】 69 事務局職員の発令について 70 採用選考について 71 昇任選考について 72 職員採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位等の一部改正について 73 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第 2 条第 2 項ただし書の規定に基づく管理職手当の支給を受ける職員の職の指定及び指定の解除について 74 審査の分離について 75 審査の打切り決定について

(3) 例規の制定改廃状況

①規則

規則 番号	規 則 名	概 要	公布年月日 (施行・適用年月日)
23年 11	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	大規模災害発生時の被災者支援活動に対処するための規定の整備	23. 4. 27公布 (23. 4. 27施行)
12	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の名称の変更	23. 4. 27公布 (23. 4. 27施行) (23. 4. 1適用)
13	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	農業総合試験場の組織改正に伴う規定の整備	23. 4. 28公布 (23. 5. 1施行)
14	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正に伴う規定の整備	23. 4. 28公布 (23. 5. 1施行)
15	公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	大刀洗町長部局の組織改正に伴う規定の整備	23. 5. 13公布 (23. 5. 13施行)
16	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	医療職給料表（一）の級別標準職務に関する規定の整備	23. 5. 10公布 (23. 5. 1適用)
17	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の名称の変更	23. 5. 27公布 (23. 5. 27施行) (23. 5. 2適用)
18	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	議会事務局の組織改正に伴う規定の整備	23. 7. 27公布 (23. 8. 1施行)
19	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	議会事務局の組織改正に伴う規定の整備	23. 7. 27公布 (23. 8. 1施行)
20	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	議会事務局の組織改正に伴う規定の整備	23. 7. 27公布 (23. 8. 1施行)
21	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	人事院規則の改正（育児休業期間が1月以下である職員の期末手当に係る在職期間の算定方法の改正）に準じた規定の整備	23. 12. 7公布 (23. 12. 7施行)
22	平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置を定める規則	給与条例の改正に伴う平成23年12月期期末手当の特例措置の整備	23. 12. 7公布 (23. 12. 7施行)
23	平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	給料表の引下げ改定に伴う規定の整備	23. 12. 28公布 (24. 1. 1施行)

24年 1	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の名称の変更	24. 2. 28 公布 (24. 2. 28 施行) (23. 11. 1 適用)
2	福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	警察学校に医療職給料表 (三) 適用職員を配置することに伴う規定の整備	24. 2. 28 公布 (24. 2. 28 施行)
3	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	特殊勤務手当条例の改正に伴う規定の整備	24. 3. 28 公布 (24. 3. 28 施行 (23. 3. 11 適用)) (一部 24. 4. 1 施行)
4	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	福岡県行政組織規則等の改正に伴う規定の整備	24. 3. 30 公布 (24. 4. 1 施行)
5	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	福岡県行政組織規則等の改正に伴う規定の整備	24. 3. 30 公布 (24. 4. 1 施行)
6	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	福岡県行政組織規則等の改正に伴う規定の整備	24. 3. 30 公布 (24. 4. 1 施行)
7	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	薬剤師等の初任給基準の改正及び給料表の改正に伴う昇格時号給対応表の改正	24. 3. 30 公布 (24. 3. 30 施行) (一部 24. 4. 1 施行)
8	福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員育児休業法及び育児休業条例の一部改正に伴う育児休業に関する規定の整備	24. 3. 28 公布 (24. 4. 1 施行)

②告示

告示 番号	件 名	概 要	告示年月日
23年 1	人事委員会委員長の選挙について		23. 8. 17
2	人事委員会委員長の職務代理について		23. 8. 17

③通知

給与関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
23人委給 第623号	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の改正に伴う規定の整備	23.12.7 23.12.7
23人委給 第624号	平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の運用について	平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の運用についての通知	23.12.7
23人委給 第629号	「平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の運用について」の一部改正について	平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の改正に伴う規定の整備	23.12.15 24.1.1
23人委給 第757号	「夜間緊急処理事業に関する定めについて」の一部改正について	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の改正に伴う規定の整備	24.3.28 24.4.1
23人委給 第794号	「福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第2号）の施行後の退職手当の取扱いについて」の一部改正について	退職手当の調整額に関する職員の区分についての規定の整備	24.3.28 24.4.1
23人委給 第787号	「福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の改正に伴う規定の整備	24.3.30 24.4.1

勤務・勤務時間関係

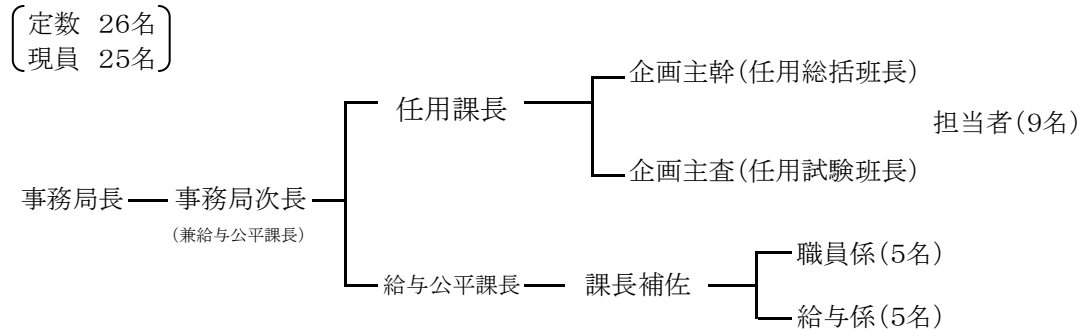
通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
23人委給 第18号	「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について	東日本大震災に対処するためのボランティア休暇の特例に係る規定の整備	23.4.27 23.4.27
23人委給 第19号	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴うボランティア休暇の取扱いについて	同上	23.4.27 23.4.27 (23.12.31限り廃止)
23人委給 第551号	「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について	ボランティア休暇の取得要件となる人事委員会が定めるもの（障害者支援施設等）の根拠法令である障害者自立支援法の改正に伴う規定の整備	23.10.13 23.10.13
23人委給 第646号	「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴うボランティア休暇の取扱いについて」の一部改正について	23人委給第19号の廃止年月日（23年12月31日）を1年間延長	23.12.20 23.12.20
23人委給 第790号	「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について	ボランティア休暇の休暇日数に係る規定の整備	24.3.27 24.4.1

(4) 条例案に対する意見の申出

提出 年月日	議 案		意 見
	番号	件 名	
23. 11. 28	152	福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	158	福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	159	福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同意します。
24. 2. 27	22	福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	49	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。

2 人事委員会事務局

(1) 組織（平成24年4月1日現在）



(2) 事務分掌

課、係名等		所 掌 事 務
任用試験課	任用試験班	○委員及び委員会の会議に関する事 ○庶務及び財務会計に関する事 ○広報に関する事 ○競争試験に関する事 ○選考に関する事 ○その他任用に関する事 ○人事制度の総合的調査研究に関する事 ○職員の研修及び勤務成績の評定に関する事 ○職階制に関する計画の立案及び実施に関する事 ○職員の定年等に関する事 ○人事行政の運営等の状況の公表に関する事 ○他課に属しないこと
給与公平課	職員係	○他の地方公共団体から委託された公平委員会の事務に関する事 ○勤務時間その他の勤務条件に関する事 ○厚生福利制度に関する事 ○人事委員会及び職員に関する条例の制定又は改廃に係る意見に関する事 ○勤務条件に関する措置の要求に関する事 ○不利益処分についての不服申立てに関する事 ○職員の苦情処理に関する事 ○分限、懲戒及び服務に関する事 ○職員団体等に関する事 ○労働基準監督機関の職権行使に関する事 ○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事 ○退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事
	給与係	○人事統計報告の作成に関する事 ○給与に関する事 ○給与の支払の監理に関する事

3 任用関係業務

(1) 採用試験

①実施日程

試験の種類		施行 決定日	試験 公告日	受付期間	第1次 試験日	第2次試験日	名簿 確定日	
I 類	定期	4月26日	5月1日	5月23日 ～6月3日	6月26日	7月25日 ～8月11日	8月25日	
経験者	定期	4月26日	5月1日	7月19日 ～7月29日	9月4日	11月6日 ～11月7日	11月28日	
II 類	定期	4月26日	5月1日	8月15日 ～8月26日	9月25日	10月20日 ～11月12日	11月28日	
III 類	定期	4月26日	5月1日	8月15日 ～8月26日	9月25日	10月19日 ～11月8日	11月28日	
警察官A (男性)	第1回	定期	1月18日	1月28日	4月1日 ～4月20日	5月8日	6月20日 ～7月6日	8月5日
	第2回	定期	1月18日	1月28日	8月8日 ～8月29日	9月18日	11月7日 ～11月15日	12月26日
警察官A (女性)		定期	1月18日	1月28日	4月1日 ～4月20日	5月8日	7月7日 ～7月8日	8月5日
警察官A (武道 指導)	第1回	定期	1月18日	1月28日	4月1日 ～4月20日	5月8日	7月6日	8月5日
	第2回	定期	1月18日	1月28日	8月8日 ～8月29日	9月18日	11月15日	12月26日
警察官B (男性)		定期	1月18日	1月28日	8月8日 ～8月29日	9月18日	11月16日 ～11月25日	12月26日
警察官B (女性)		定期	1月18日	1月28日	8月8日 ～8月29日	9月18日	11月28日 ～11月29日	12月26日
警察官C		定期	1月18日	1月28日	4月1日 ～4月20日	5月8日	7月4日	8月5日

(参考) 平成24年度採用試験第1次試験実施日

大学卒業程度 (I 類) 6月24日

民間企業等職務経験者 9月2日

短大・高校卒業程度 (II・III類) 9月23日

警察官A (第1回男性・女性・第1回武道指導) 5月13日

警察官C 5月13日

警察官A (第2回男性・第2回武道指導) 9月16日

警察官B (男性・女性) 9月16日

②受験資格

種類	試験区分	受験資格		
Ⅰ 類	行政、学校事務、児童福祉、土木、建築、化学、農業、林業、畜産、水産、獣医師、薬剤師	年 齢	獣医師 薬剤師	①昭和 55 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた者 ②昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成 24 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
			上記以外	①昭和 57 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者 ②平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成 24 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
		資格・ 免許	獣医師 薬剤師	それぞれの免許を有する者又は平成 24 年 5 月までに免許を取得する見込みの者
			児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は平成 24 年 3 月までに資格を取得する見込みの者
Ⅱ 類	行政事務、学校事務、警察事務、栄養士、農業	昭和 61 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者 なお、上記のほか、栄養士は栄養士の免許を有する者又は平成 24 年 5 月までに免許を取得する見込みの者に限る。		
Ⅲ 類	一般事務、学校事務、警察事務、土木、林業	昭和 63 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者 (ただし、大学における在学期間が 2 年を超える者を除く。)		
経験者	行政	昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 57 年 4 月 1 日までに生まれた者で、平成 23 年 6 月末日現在民間企業等における職務経験を 5 年以上有する者		
警察官 A (男性)		昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者		
警察官 A (女性)		昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者		
警察官 A (武道指導)		次の①及び②のいずれにも該当する者 ①昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が 3 段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者		
警察官 B (男性)		昭和 56 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた男性。ただし、大学の卒業者又は大学を平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。		
警察官 B (女性)		昭和 56 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた女性。ただし、大学の卒業者又は大学を平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。		
警察官 C	経済、語学(韓国・朝鮮語)、情報工学	次の①及び②のいずれにも該当する者 ① 昭和 56 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者又は平成 2 年 4 月 2 日移行に生まれた者で大学の卒業者若しくは大学を平成 24 年 3 月までに卒業見込みの者 ② 受験申込日現在、一定の専門的な資格等又は実務経験を有する者		

③ 試験方法

種 類	第 1 次 試 験	第 2 次試験
I 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問） アピール論文試験 （行政のみ）	論 文 試 験 人 物 試 験 身 体 検 査 受験資格等の調査
II 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問）	
III 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問） （土木・林業のみ）	作 文 試 験 人 物 試 験 身 体 検 査 受験資格等の調査
経験者	教養試験……択一式（４０問） 論文試験	論 文 試 験 人 物 試 験 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官 A （男性・女性） 警察官 B （男性・女性）	教養試験……択一式（５０問） 論文試験 （警察官 A〔男性、女性〕） 作文試験 （警察官 B〔男性、女性〕） 体力検査	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官 A （武道指導）	教養試験……択一式（５０問） 論文試験 実技試験 体力検査	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官 C	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（３０問）、 記述式 論文試験 体力検査	専 門 試 験 人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査

④実施結果

試験の種類・区分		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	競争率
				受験者数	合格者数		
I 類	行政	40	1,136 (132)	602 (60)	80 (16)	44 (9)	13.7
	学校事務	28	567 (20)	394 (14)	59 (4)	30 (2)	13.1
	児童福祉	4	31 (4)	23 (2)	12	4	5.8
	土木	4	61 (14)	24 (7)	12 (3)	6 (2)	4.0
	建築	7	39 (7)	23 (4)	16 (3)	8 (2)	2.9
	機械	—	—	—	—	—	—
	電気	—	—	—	—	—	—
	化学	4	90 (11)	59 (9)	12	6	9.8
	農業	13	125 (14)	89 (11)	40 (5)	13 (3)	6.8
	農業土木	—	—	—	—	—	—
	林業	5	33 (7)	16 (5)	13 (5)	5 (2)	3.2
	畜産	1	9	5	3	1	5.0
	水産	2	40 (4)	24 (2)	6 (1)	2	12.0
	獣医師	5	13 (3)	12 (2)	10 (1)	6	2.0
	薬剤師	3	22 (4)	18 (3)	9	3	6.0
	栄養士	—	—	—	—	—	—
	合計	116	2,166 (220)	1,289 (119)	272 (38)	128 (20)	10.1
II 類	行政事務	50	879	582	101	57	10.2
	学校事務	18	273	185	48	18	10.3
	警察事務	30	359	272	60	35	7.8
	農業	1	17 (1)	13	3	1	13.0
	栄養士	4	96	67	12	4	16.8
	合計	103	1,624 (1)	1,119	224	115	9.7
III 類	一般事務	30	446	324	60	41	7.9
	学校事務	10	96	76	32	11	6.9
	警察事務	13	185	155	48	20	7.8
	土木	1	6	5	3	1	5.0
	建築	—	—	—	—	—	—
	機械	—	—	—	—	—	—
	電気	—	—	—	—	—	—
	農業土木	—	—	—	—	—	—
	林業	2	13	13	6	2	6.5
	合計	56	746	573	149	75	7.6
経験者	行政	10	798 (174)	472 (96)	30 (15)	15 (8)	31.5
総 計		285	5,334 (395)	3,453 (215)	675 (53)	333 (28)	10.4

* () は、東京会場における数で内数

試 験 の 種 類			採 用 予 定 数	申 込 者 数	第 1 次 試 験		最 終 合 格 者 数	競 争 率
					受 験 者 数	合 格 者 数		
警 察	県 内	警 A (男性) 第 1 回	252	3, 706	2, 457	1, 284	357	6. 9
		警 A (男性) 第 2 回	86	2, 004	1, 275	454	91	14. 0
		警 A (女性)	30	1, 023	535	153	46	11. 6
		警 A (武道指導) 第 1 回	3	3	3	3	3	1. 0
		警 B (男性)	135	2, 320	1, 606	672	166	9. 7
		警 B (女性)	15	610	268	79	19	14. 1
		警 A (武道指導) 第 2 回	2	3	3	2	2	1. 5
		警 C	9	37	21	16	3	7. 0
	計		532	9, 706	6, 168	2, 663	687	9. 0
	官 外	警 A (男性)	5	502	255	32	5	51. 0
警 B (男性)		5	352	149	25	5	29. 8	
計		10	854	404	57	10	40. 4	
合 計			542	10, 560	6, 572	2, 720	697	9. 4

(注) 警察官県外試験の申込者数及び第1次試験受験者数は、熊本県における共同試験において、
本県を第1志望又は第2志望としている者を示す。

(合計)

試験の種類	採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	競争率
			受験者数	合格者数		
I 類	116	2,166	1,289	272	128	10.1
II 類	103	1,624	1,119	224	115	9.7
III 類	56	746	573	149	75	7.6
経験者	10	798	472	30	15	31.5
合 計	285	5,334	3,453	675	333	10.4
警察官	542	10,560	6,572	2,720	697	9.4
総 計	827	15,894	10,025	3,395	1,030	9.7

⑤採用候補者名簿からの選択結果

(平成24年7月1日現在)

種類	試験区分	採用候補者	採用者	辞退者	残
I 類	行政	44	37	7	0
	学校事務	30	29	1	0
	児童福祉	4	4	0	0
	土木	6	6	0	0
	建築	8	7	1	0
	化学	6	6	0	0
	農業	13	12	1	0
	林業	5	4	1	0
	畜産	1	1	0	0
	水産	2	2	0	0
	獣医師	6	5	1	0
	薬剤師	3	3	0	0
	計	128	116	12	0
II 類	行政事務	57	52	5	0
	学校事務	18	15	3	0
	警察事務	35	26	9	0
	農業	1	1	0	0
	栄養士	4	4	0	0
	計	115	98	17	0
III 類	一般事務	41	34	7	0
	学校事務	11	11	0	0
	警察事務	20	17	3	0
	土木	1	1	0	0
	林業	2	1	1	0
	計	75	64	11	0
経験者	行政	15	13	2	0
職員 計		333	291	42	0
警察官	警察官A(男性)	453	336	89	28
	警察官A(女性)	46	30	13	3
	警察官A(武道指導)	5	5	0	0
	警察官B(男性)	171	101	36	34
	警察官B(女性)	19	13	2	4
	警察官C	3	3	0	0
	計	697	488	140	69
総 計		1,030	779	182	69

(2)採用選考

選考により職員を採用できる職は、福岡県の職員の任用に関する規則第12条に定められている。

採用選考の方法については、同規則の施行細則第1条に定められ、必要に応じて経歴評定、教養試験、専門試験、論(作)文試験、身体検査その他の方法によって行われる。

平成23年度中の採用選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任用規則第12条第1項 根拠規定	職	知 事	教 育 委員会	警 察 本部長	その他	計
第1号 (係長以上の職)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職	1 2	2	1		1 2 3
第2号 (割愛)						
第3号 (割愛)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 上級係員相当職 係員相当職	2 1 3 3 1 2		1 2		2 2 5 3 1 2
第4号 (かつて職員であった者)		10		2		12
第5号 (職種変更)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 上級係員相当職 係員相当職	3 5 22 39 31 1	11			3 16 22 39 31 1
第6号 (選考職)	医師 研究 化学 職員 物理 情報処理(乙) 自動車整備士 少年補導員 学芸員	5		1 1 4 1 1 3		5 1 1 4 1 1 3
第7号及び第8号 (前各号に掲げるもの 以外)	文化財専門技師		1			1
合 計		131	17	14		162

なお、人事委員会において試験を実施している公開による採用選考及び身体障害者を対象とする採用選考の平成23年度実施状況は、次のとおりである。

〔前期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	競争率
			受験者数	合格者数		
保健師	3	35	28	9	3	9.3
研 究 職 員	5	97	71	15	5	14.2
心理判定員	1	19	14	3	1	14.0
児童自立支援専門員	2	24	19	6	2	9.5
職業指導員	3	19	19	8	2	9.5
合 計	14	194	151	41	13	11.6

〔後期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	競争率
			受験者数	合格者数		
保育士	4	47	35	12	4	8.8
職業指導員	1	2	1	1	1	1.0
合 計	5	49	36	13	5	7.2

〔追加募集〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	競争率
			受験者数	合格者数		
保健師	3	52	42	15	5	8.4
研 究 職 員	1	9	8	3	1	8.0
合 計	4	61	50	18	6	8.3

〔身体障害者別枠選考〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	競争率
			受験者数	合格者数		
一 般 事 務	2	28	21	6	2	10.5
警 察 事 務	1	7	6	3	1	6.0
合 計	3	35	27	9	3	9.0

(3)昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施している。

任命権者へ委任したものを除き、平成23年度中の昇任選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

区 分		部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	合 計
知 事	一般行政職(事務)	13	36	113	246	227	635
	一般行政職(技術)	2	17	52	103	192	366
	海事職						
	医療職(一)				2	2	4
	医療職(二)		1	9	20	22	52
	医療職(三)			1	11	23	35
	研究職			1	15	18	34
		15	54	176	397	484	1126
教 育 委 員 会	一般行政職(事務)	2	5	5	5	22	39
	一般行政職(技術)			3	2	6	11
	海事職						
	医療職(二)						
	学校事務			7	25	31	63
		2	5	15	32	59	113
警 察 本 部 長	一般行政職(事務)		2	4	9	20	35
	一般行政職(技術)				1	2	3
	海事職						
	医療職(一)						
	研究職					1	1
	公安職		13	35			48
			15	39	10	23	87
合 計		17	74	230	439	566	1326

(4)臨時的任用の承認

任命権者は、緊急の場合、一時的に業務が増大した場合又は欠員の場合において、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができるとされている。(福岡県の職員の任用に関する規則第43条及び第44条)

平成23年度中に、任命権者の申請に基づき人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

区 分	任 用	更 新
任命権者		
知 事	235	22
教育委員会	110	86
警 察 本 部	29	
そ の 他	1	
合 計	375	108

(5)任期付職員の採用の承認

任命権者は、任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければならないが、平成23年度の承認件数は、1件(任期の更新)である。

- (注)・任期付招へい研究員:民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
・特定任期付職員:高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
・一般任期付職員:専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

(6)定年制度

福岡県職員の定年に関する条例施行規則の規定に基づき、定年に達した職員の勤務延長、定年退職者の再任用及び再任用の任期の更新の状況について任命権者に報告を義務付けるとともに、勤務延長職員の再延長及び異動については人事委員会の承認を得ることとしている。

平成23年度の勤務延長は0件、再任用件数は575件である。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
勤務延長				0
再 任 用	355	184	36	575
更 新	248	108	16	372

4 給与関係業務

(1) 給与に関する報告及び勧告

① 県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査(地方公務員法第8条及び第24条)

職員の給与等に関する報告及び勧告に向けて、職員の給与と民間の給与との精確な比較等を行う必要があるため、「平成23年県職員給与等実態調査」及び「平成23年職種別民間給与実態調査」を行った。

※ 概要については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(平成23年10月)」の参考資料を参照

② 職員の給与等に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条、第14条及び第26条)

平成23年10月28日に、県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

○勧告のポイント

- 月例給は引下げ改定、ボーナスは改定なし(平均年間給与は△1万円(△0.16%))
- ・ マイナス較差(△0.16%)を解消するため、給料月額の引下げ
- ・ 期末・勤勉手当は、民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし

(ア) 民間給与との較差に基づく給与改定

a 民間給与との比較

(a) 月例給

民 間	職 員	較 差
389,690円	390,303円	△613円(△0.16%)

(b) 期末・勤勉手当

民 間	職 員	差
3.97月	3.95月	0.02月

b 改定の内容

(a) 給料表

人事院勧告における俸給表の改定に準じて引下げ改定

(b) 期末・勤勉手当

民間のボーナスの年間支給割合が職員の期末・勤勉手当の年間支給割合とおおむね均衡していることから、改定なし

(c) 実施時期等

- i 改正給与条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施。
- ii 公民較差相当分を年間給与でみて解消するため、12月期の期末手当において、人事院勧告の取扱いに準じた調整措置(改定額と公民較差の差を考慮)を講ずる。

c 給与構造改革に伴う経過措置

平成18年度以降実施してきた経過措置は、本県の実情を考慮した激変緩和措置を講じた上で廃止

(イ) 意見

a 給与構造改革等

本年の人事院勧告では、国が平成 18 年度からの俸給表水準の引下げに伴い設けた経過措置を、平成 25 年度からの定年の段階的な引上げを見据え、激変緩和措置を講じた上で、平成 25 年 4 月 1 日に廃止することとしている。当該経過措置は本県も同様に設けているところであり、地方公務員の定年年齢も国に準じた引上げが見込まれること等を勘案すると、廃止することが適当である。しかしながら、当該経過措置の適用者の状況が国とは異なるため、廃止に当たっては、本県の実情を考慮する必要がある。

b 勤務環境の整備等について

(a) 時間外勤務の縮減については、依然として長時間の時間外勤務が常態化しているような職場では引き続き原因解明と改善を進め、特に管理監督者は率先垂範して積極的な働きかけを行っていく必要がある。また、休暇を取得しやすい職場環境づくりを更に進め、年次休暇等の計画的・連続的な使用の促進に努める必要がある。

(b) メンタルヘルス対策については、特に予防対策を強化する必要があり、職員が自らの健康状態を把握し、必要に応じて相談体制を活用することや、管理監督者が日頃から職員のストレスの状況把握に努めるとともに、事務改善や相談しやすい職場環境づくりに努めることが重要である。

(c) 職業生活と家庭生活の両立支援については、男性職員の出産・育児休暇の取得や育児休業の取得率向上を図るため、管理監督者の意識徹底や職場の支援体制の強化を図っていく必要がある。また、短期間の育児休業取得者の期末手当の見直しについては、育児休業取得促進に当たり、国と同様の措置を講ずる必要がある。

c 人事評価制度について

本県(知事部局)での新たな人事評価制度は、職員の人材育成や効果的・効率的な行政運営を主眼として、評価方法等の改善が重ねられてきたが、今後は、職員の士気の向上に資するよう、評価結果の給与への適切な反映が求められており、実施状況を検証しながら、職員の理解と納得を得る取組を進め、有用な制度としてその整備を早急に進める必要がある。

d 高齢期の職員の雇用確保について

人事院は、本年の給与勧告にあわせて「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について」の意見の申出を行った。本県においても、関係法令の改正動向に留意し、国に準じた定年年齢を基本として人事給与制度や人材活用方策などの具体的な制度の検討を進める必要がある。

※ 詳細については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(平成23年10月)」を参照

③ 人事統計報告(地方公務員法第8条及び福岡県人事統計報告に関する規則(昭和27年福岡県人事委員会規則第7号))

平成23年4月1日現在の職員の人員、平均年齢、平均経験年数、平均給与月額等の人事統計に関する報告書を作成した。

(7) 人員、平均年齢、平均経験年数

	適用人員(人)	平均年齢(歳)	平均経験年数(年)
全給料表	48,980	44.1	22.0
行政職給料表	8,981	43.3	21.5
医療職給料表(一)	47	44.7	20.4
医療職給料表(二)	490	44.0	21.2
医療職給料表(三)	375	47.2	25.3
研究職給料表	332	42.3	19.2
公安職給料表	10,409	38.9	17.7
教育職給料表(二)	6,578	47.4	24.8
教育職給料表(三)	21,767	45.9	23.3
特定任期付職員給料表	1	64.1	44.5

(1) 平均給与月額

	給 料	扶養手当	地域手当	計
全職員	373,608	10,359	15,195	399,162
行政職給料表適用職員	347,086	10,147	14,988	372,221

(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況(平成23年度)

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に係る承認件数は次のとおりである。

	知 事	教育委員会	警察本部長	計
35条	1			1
39条	1	1		2
計	2	1		3

※ 35条:号給決定の特例

39条:規則により難い場合

5 労働基準監督業務

(1)事業場の区分

(平成24年3月31日現在)

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使の区分を明らかにするため、福岡労働局と協議の上、県の各事業場について、労働基準法別表第1の号別決定を行っている。

① 人事委員会が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		任 命 権 者			
		知 事	教育委員会	警察本部長	その他
第12号 〔教 育〕 〔調査研究〕	155	職員研修所	教育センター	警察学校	
		消防学校	体育研究所		
		アジア文化交流 センター	美術館		
		保健環境研究所	図書館		
		高等技術専門校 (7)	社会教育総合セ ンター		
		障害者職業能力 開発校	青年の家		
		工業技術センター (化学繊維研究所を含む。)	少年自然の家(2)		
		工業技術センタ ー研究所 (3)	九州歴史資料館		
		農業大学校	中学校 (2)		
		農業総合試験場	高等学校(分校 を含む。)(94)		
		農業総合試験場 分場 (4)	中等教育学校		
		森林林業技術セ ンター	視覚特別支援学 校(寄宿舎を除 く。)(4)		
		水産海洋技術セ ンター	聴覚特別支援学 校(寄宿舎を除 く。)(4)		
		水産海洋技術セ ンター研究所(3)	聾学校 (1)		
			特別支援学校 (寄宿舎を除 く。)(11)		
			養護学校(寄宿 舎を除く。)(1)		

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		任 命 権 者			
		知 事	教育委員会	警察本部長	その他
別表第1に 該当しない 官公署	131	労働委員会事務局	教育庁本庁	警察本部	人事委員会事務局
		本庁	教育庁教育事務所 (6)	自動車警ら隊	監査委員事務局
		東京事務所	ふれあいの家(4)	鉄道警察隊	議会事務局
		県税事務所(12)	野外活動センター	機動捜査隊	選挙管理委員会 の事務部局
		女性相談所		自動車運転免許 試験場 (4)	海区漁業調整委 員会事務局 (3)
		パスポートセンタ ー(支所を含む。)		交通機動隊	
		保健福祉環境事務 所、保健福祉事務所 (保護課、総務企画課保 護係、医療扶助係、社会 福祉課、監査指導課) (10)		高速道路交通警 察隊	
		精神保健福祉センタ ー		第一機動隊	
		児 童 相 談 所 (保 護課を除く。)(6)		第二機動隊	
		障害者更生相談所		北九州市警察部	
		労働者支援事務所 (4)		武道館	
		中小企業振興事務 所 (4)		警 察 署 (交番、駐在 所、派出所を含む。) (34)	
		計量検定所			
		大阪事務所			
		農林事務所 (6)			
		農林事務所普及 指導センター(8)			
		病虫害防除所 (支所を含む。)			
		家畜保健衛生所(4)			
計	286	91	139	49	7

② 福岡労働局が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		任 命 権 者			
		知 事	教育委員会	警察本部長	その他
第1号 (製造加工)	1			車両整備工場	
第3号 (土木建築)	31	農地開発事務所 県土整備事務所 (三池港管理出張所 を含む。) (11) 県土整備事務所 支所 (4) ダム管理出張所 (11) ダム建設事務所 (2) 港務所 流域下水道事務 所			
第13号 (保健衛生)	30	保健福祉環境事務 所、保健福祉事務所 (保護課、総務企画課、医 療扶助係、社会福祉課、 監査指導課を除く。) (11) 食肉衛生検査所 児童相談所保護 課 (4) 福岡学園 筑後いずみ園 粕屋新光園	視覚特別支援学 校寄宿舎 (3) 聴覚特別支援学校寄 宿舎 (2) 養護学校寄宿舎 (1) 特別支援学校寄 宿舎 (5)		
	62	50	11	1	—

(注) ()内の数は事業場数を示す。

(2)労働基準監督機関の職権行使

平成23年度中に地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行ったものは、次のとおりである。

処 理 事 項	知事 部局	教育 委員会	警察 本部	その他	計
解雇予告除外認定		1	1		2
三六協定届	33	126			159
衛生管理者等選任報告	24	46	30		100
放射線装置設置届	2		1		3
ボイラー休止報告		1			1
第一種圧力容器廃止報告	1				1
プレス機械設置届		1			1

(3)事業場調査

適用事業場の中から選定した事業場に対し、勤務条件に関する法令違反を防止するとともに職員の安全及び健康を確保し、良好な執務環境を形成することを目的として、事業場調査(立入調査)を実施している。また、過去の調査で問題が見られた事業場については、その後の状況を確認するため、追跡調査(書面調査)を実施している(労働安全衛生法第91条)。

平成23年度における事業場調査等の件数は以下のとおりである。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
事業場調査	11	15	5		31
追 跡 調 査	1	1	1		3

6 服務、勤務時間関係業務

(1) 職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており(地方公務員法第35条)、特別の定めとして「職務に専念する義務の特例に関する条例」があり、この条例及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」において、職員の職務専念義務を免除することができる場合を規定している。

平成23年度における職務に専念する義務の免除に関する規則第2条第13号の規定に基づく承認状況は、次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
体育競技大会参加			1	

(2) 勤務時間関係

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し、条例又は規則、運用通知に基づく承認、協議は次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
職員の週休日の振替等期間に係る協議		1		
臨時職員の勤務時間、休暇等の協議	2	2	1	

(3) 勤務時間、休暇等に関する制度の改正

① 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び運用通知の一部改正

東日本大震災に対処するためのボランティア休暇の特例(H23.4.27施行)を定めるなどの規定の整備を行った。また、同特例を延長(H23.12.20施行)し、ボランティア休暇の取得日数について規定の整備を行った(H24.4.1施行)。

② 福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部改正

地方公務員育児休業法及び育児休業条例の改正により、育児休業の適用が一定の一般職非常勤職員に拡大されたこと等に伴い、規定の整備を行った。(H24.4.1施行)

7 公平審査関係業務

職員が全力をあげて職務に専念し、適正かつ能率的な業務を行うためには、職員の身分が保障され、適切な勤務条件が確保されている必要がある。

それらが不十分であったり、あるいは侵害された場合の救済の手段として、地方公務員法では「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」の制度が定められている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求関係

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものである。

① 措置要求の処理状況

区 分	平成22年度末 (H23.3.31) 係属件数	平成23年度		平成23年度末 (H24.3.31) 係属件数
		要求件数	処理件数	
休 暇	0	2	2	0

② 平成23年度審査等の結果

平成23年11月10日付け措置要求及び平成24年11月19日付け措置要求は取り下げられた。

(2) 不利益処分審査請求関係

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他不利益処分に関する不服申立てがあった場合に、人事委員会が事案を審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものである。

① 不服申立ての処理状況

区 分		平成22年度末 (H23.3.31) 係属件数	平成23年度		平成23年度末 (H24.3.31) 係属件数
			申立件数	処理件数	
分 限 処 分	降 給	—	—	—	—
	降 任	—	—	—	—
	休 職	3	0	0	3
	分 限 免 職	3	0	0	3
懲 戒 処 分	戒 告	64,085	0	990	63,095
	減 給	10,366	0	162	10,204
	停 職	129	0	0	129
	懲 戒 免 職	12	0	1	11
その他（転任など）		9	0	1	8
合 計		74,607	0	1,154	73,453

② 平成23年度審査の結果

事 案 名	審 査 等 の 状 況
平成22年(不)第1号事案	裁決(処分修正) 平成24年3月6日
昭和45年(不)第12816号ほか324事案	審査の打切り 平成24年3月29日 (規則第13条第1項第3号、第4号、第5号及び附則第3項該当)

※昭和51年(不)第15464号事案ほか、827事案は取り下げられた。

(3) 苦情相談関係

勤務条件に関する措置の要求や不服申立てに至らないような職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する事項について、職員からの苦情相談業務を実施している。

平成23年度の相談件数は、次のとおりである。

① 任命権者別

任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	受託町
件 数	0	0	2	0

② 相談内容

相談内容	勤務条件	給与	任用	セクハラ・パワハラ	その他
件 数	0	0	0	2	0

(4) 公平委員会事務受託関係

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置並びに職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する裁決又は決定についての事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる。

これにより当委員会に公平委員会事務を委託している地方公共団体は、芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町、小竹町、鞍手町、大刀洗町の7町である。

なお、平成23年度において、上記町職員による勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てはいずれもなされず、係属する事案もない。

8 職員団体関係業務

(1)管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づく管理職員等の範囲は、次のとおりである。

なお、平成23年度において、管理職員等の範囲について3回改正した。

本 庁

(平成24年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 室長 副課長 参事 企画監 法務調査監 課長補佐 総務課の秘書係長
知 事 部 局	土木審議監 部長 会計管理者 会計管理局长 理事 技監 局長 秘書室長 次長 技術次長 副理事 職務改善調査監 水資源対策長 医監 食の安全総合調整監 課長 室長 副課長 副室長 参事 監察監 企画監 企画広報監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 健康管理監 県政情報監 監査指導監 建設監理監 課長補佐 室長補佐 監察員 秘書室の参事補佐、係長、事務主査及び各係の上席の主任主事又は主事 人事課の参事補佐、企画主幹、企画主査、事務主査、主任主事及び主事 総務事務センターの公務災害補償担当の企画主幹又は企画主査 財政課の企画主幹及び企画主査(予算の事務を行うものに限る。) 財産活用課の管理第一係長 総合政策課の総務係長 社会活動推進課の総務係長 保健医療介護総務課の総務係長 福祉総務課の総務係長 環境政策課の総務係長 商工政策課の総務係長 農林水産政策課の総務係長 県土整備総務課の総務係長 建築都市総務課の総務係長 総務事務センター、システム管理課、情報政策課、県民文化スポーツ課及び監視指導課の企画主幹又は企画主査(人事又は服務を担当するものに限る。)
教育委員会事務局	教育長 教育次長 理事 部長 副理事 課長 副課長 企画監 企画広報監 参事 主幹指導主事 主幹社会教育主事 人事管理主事 課長補佐 広報公聴主幹 総務課の企画主幹、企画主査、職員団体担当の事務主査及び上席の主任主事又は主事 教職員課の給与総務係長、市町村立学校係長、県立学校係長、免許・職員係長、企画主査、免許・職員係の職員団体担当の事務主査及び上席の主任主事又は主事
選挙管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐 参事補佐 企画主幹 係長 企画主査 事務主査
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 室長 副課長 参事 課長補佐 室長補佐
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐
海区漁業調整委員会事務局	事務局長

備 考

- 1 この表中「知事部局」とは、福岡県行政組織規則(昭和34年福岡県規則第66号)第2条第1号に規定する機関をいう。
- 2 知事部局の項中「課長補佐 室長補佐」とは、人事、服務又は庁中取締りについて課長若しくは室長又は副課長若しくは副室長を補佐するものをいう。

- 3 この表中「教育委員会事務局」とは、教育委員会事務局のうち福岡県教育庁組織規則(平成10年福岡県教育委員会規則第3号)第21条に規定する教育事務所以外の機関をいう。
- 4 教育委員会事務局の項中「課長補佐」とは、人事、服務又は給与について課長又は副課長を補佐するものをいう。
- 5 教育委員会事務局の項中「企画主査」とは、人事、服務又は給与を担当するものをいう。
- 6 この表中「選挙管理委員会事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第191条第1項に規定する職員により構成される機関をいう。

出先機関

機 関	職
職 員 研 修 所	所長 次長
東 京 事 務 所	所長 副所長 総務課長
県 税 事 務 所	所長 副所長 課長
消 防 学 校	校長
アジア文化交流センター	所長 副所長
女 性 相 談 所	所長
パスポートセンター	所長 支所長
保健福祉環境事務所 及び保健福祉事務所	所長 保健監 副所長 環境長 課長
保 健 環 境 研 究 所	所長 副所長 管理部長 総務課長
精神保健福祉センター	所長 副所長 総務企画課長
食肉衛生検査所	所長 と畜検査第一課長
児 童 相 談 所	所長 副所長 次長 相談第一課長
福 岡 学 園	園長 庶務課長
筑 後 い ず み 園	園長 庶務課長
障害者更生相談所	所長 相談課長
粕 屋 新 光 園	園長 副園長 庶務課長 総看護長
労働者支援事務所	所長
高等技術専門校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
中小企業振興事務所	所長
計 量 検 定 所	所長 次長 総務課長
大 阪 事 務 所	所長
工業技術センター	所長 副所長 企画管理部長 研究所長 総務課長 機能材料課長 庶務課長
農 林 事 務 所	所長 副所長 センター長 課長(北九州及び京築の普及指導センターに置かれるものを除き、福岡、北筑前、朝倉、久留米、飯塚、田川、南筑後及び八女の普及指導センターにおいては地域振興課長に限る。) 出張所長
農 業 大 学 校	校長 副校長 教務部長
病 害 虫 防 除 所	所長 支所長

機 関	職
農 業 総 合 試 験 場	場長 副場長 管理部長 研究企画部長 総務課長 分場長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長 副所長 管理衛生課長
農 地 開 発 事 務 所	所長 副所長 課長
森 林 林 業 技 術 セ ン タ ー	所長 部長 総務課長
水 産 海 洋 技 術 セ ン タ ー	所長 部長 研究所長 総務課長
県 土 整 備 事 務 所	所長 副所長 地域整備企画監 支所長 課長 室長 出張所長
河 川 総 合 開 発 事 務 所	所長 庶務課長
港 務 所	所長 庶務課長
流 域 下 水 道 事 務 所	所長 庶務課長
福岡県行政組織規則第二百六十条の二に規定する出先機関	副理事 参事
教 育 事 務 所	所長 副所長 主幹指導主事 人事管理主事 総務課長
教 育 セ ン タ ー	所長 副所長 副理事 部長 総務課長
体 育 研 究 所	所長
美 術 館	副理事 副館長 総務課長
図 書 館	館長 副理事 副館長 総務課長
社会教育総合センター	所長 副理事 副所長
英 彦 山 青 年 の 家	所長 総務課長
少 年 自 然 の 家	所長
九 州 歴 史 資 料 館	副理事 副館長
県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	校長 副校長 教頭 事務長 船長

(2)職員団体の登録等

ア 地方公務員法第53条の規定に基づく登録職員団体は、13団体である。

イ 平成23年度における上記事務の処理状況は、役員変更14件、規約変更等5件、解散1件である。

登録職員団体の状況

(平成24年3月31日現在)

職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	単一団体又は連合体の別	法人格の有無	組合員数
自治労福岡県職員労働組合	S41.10.18 (26. 5.10)	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁地下1階)	単一団体	有	(含現業) 6,620
福岡県高等学校教職員組合	S41.10.18 (26. 5.10)	福岡市東区馬出1丁目9-13	単一団体	有	※933
福岡県教職員組合	S41.10.18 (26. 7. 1)	福岡市東区馬出4丁目12-22 (県教育会館内)	単一団体	有	7,436
福岡県公立小中学校事務職員組合	S44. 8.18	久留米市津福本町1779-26	単一団体	無	※49
福岡教育連盟	S47.11. 6	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁地下1階)	単一団体	有	※1,555
福岡県教育管理職員協議会	S50. 2.25	福岡市博多区下川端町9-12 福岡武田ビル5階	単一団体	無	2,185
福岡県公立学校教職員組合	S53. 2.15	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁地下1階)	単一団体	有	※73
福岡県立学校事務職員組合	S58.11.25	筑紫野市針摺東2-4-1 (筑紫高等学校内)	単一団体	無	※32

(受託町関係)

職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	単一団体又は連合体の別	法人格の有無	組合員数
自治労芦屋町職員労働組合	S42.11.27	遠賀郡芦屋町中の浜4番16号	単一団体	無	182
自治労水巻町職員労働組合	S43. 5.18	遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場内	単一団体	無	131
自治労岡垣町職員労働組合	H 5.11.10	遠賀郡岡垣町大字野間697-1 岡垣町役場内	単一団体	無	※91
自治労鞍手町職員労働組合	H16. 7.29	鞍手郡鞍手町大字中山3705 鞍手町役場内	単一団体	無	※96
自治労小竹町職員労働組合	H18.12.28	鞍手郡小竹町大字勝野3349 小竹町役場内	単一団体	無	※125

(注)1 登録年月日欄の()内は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和40年法律第71号)施行前の地方公務員法に基づく登録年月日を示す。

2 ※は役員改選届の投票者数による。

人事委員会年報（平成23年度版）

■発行年月日 平成24年8月1日

■編集・発行 福岡県人事委員会事務局

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL (092) 643-3956